

鳥取県結核定期健康診断費補助金について

- 補助対象の受診者は、**学校の生徒・学生、施設の入所者**です。

従業員・教職員等の従事者は本補助金の対象受診者とはなりません。

実施主体	対象となる受診者	時期
学校（の長）	学生・生徒 （高校・高専・短大・大学・専門学校・各種学校で修業年限が1年未満のものを除く）	<u>入学年度に1回</u>
社会福祉施設等（の長）	65歳以上の入所者	<u>毎年度1回</u>

- 補助額について（詳しくは補助金交付要綱を御覧ください）

- ・健診に要した費用（結核健診に際し受診者から特に費用を徴収した場合、その分は控除）と、健診内容に応じた基準単価（補助金交付要綱による）に、延べ受診者数を掛けた額の、いずれか少ない方に、 $2/3$ を掛けたものとなります。

※学校等：学校または施設等のこと

（対象施設について、詳しくは4ページを御覧ください。）

結核定期健康診断費補助金申請の流れ

①交付申請通知 [県→学校・施設]

補助金交付要綱の変更があった場合、そのお知らせとあわせて依頼します。

②交付申請 [学校・施設→県]

提出書類は以下の3つです。

- ・ 交付申請書
- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書

③交付決定 [県→学校・施設]

原則交付申請の日から20日以内に交付決定します。

交付決定後は、交付決定通知書を送付します。

○交付決定の後、実施見込額（⇒補助金額）が増えそうになった場合や、 交付決定の後、事業を中止（廃止）する場合

※実施見込額が減る場合は、変更交付決定は不要です

<事務手続>

・ 変更承認申請 [学校・施設→県]

②に準じて、以下の3つの書類を提出してください。

変更承認申請書

変更後の事業計画書

変更後の収支予算書

・ 変更交付決定 [県→学校・施設]

③と同様、改めて、変更後の交付決定通知を送付します

④実績報告 [学校・施設→県]

事業（健診）を完了したとき、事業の結果を報告していただくものです。

<報告期限>

事業完了の日から1ヶ月以内 または 翌年度4月15日まで

提出書類は下記の5つです

- ・ 実績報告書
 - ・ 事業報告書
 - ・ 収支決算書
 - ・ 振込依頼書（債権者登録を行っている場合は、提出不要）
 - ・ 委任状（法人代表者名義の口座以外の口座名義人に振り込む場合のみ）
- ※必要に応じ検査を行いますので、領収書等の書類は必ず保管しておいてください。

⑤額の確定 [県→学校等]

提出いただいた実績報告書等に基づき、補助金の交付額を確定するものです。
額の確定通知書を送付します。

⑥補助金の交付（支払い） [県→学校等]

交付額が確定したことに伴い、補助金を支払わせていただきます。

注意事項

○前段①～⑥の作業は必須のものとなっております。健診等の進捗にあわせ、期限内に書類等を提出してください。

○例年、事業計画（報告）書、収支予算（決算）書の記入ミス・記入漏れが見受けられます。過不足なく御記入いただくとともに、御不明なところがありましたら下記担当まで御相談ください。

＜記入ミスの例＞

- ・交付申請の段階で、事業計画書の「1 補助金所要額」の「H 交付決定額」「I 県補助金受入済額」欄に数字が入っている。
- ・実績報告の段階で、収支決算書の「本年度予算額」欄が前年度予算額となっている（→申請段階の収支予算書を修正せずそのまま利用している）
- ・事業計画（報告）書で、合計金額欄に金額が入っていない。または支出額の合計金額が限度額や算定基準額のものになっている。

○交付決定額以上の実績報告をすることはできません。増額の変更は実績報告までに
変更交付（承認）申請をしていただく必要があります。仮に交付決定額以上の実績
報告をされた場合、規則等の定めに従い、交付決定額を交付確定額とします。
交付決定額未満の実績報告の場合、変更承認は不要で、額の確定の際減額調整させて
いただきます。

○補助金等交付団体への監査において、交付要件に適合しない、または疑義があると
指摘または注意されたケースがありました。交付要件等については今一度御確認い
ただきますようお願いいたします。

本紙のほか、鳥取県補助金等交付規則、本補助金交付要綱も必ずお読みください。

担当：鳥取県福祉保健部感染症対策センター
電話：0857-26-7857 FAX：0857-26-8143

(参考) 結核定期健康診断費補助金の補助対象施設

1 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校
(修業年限が一年未満のものを除く。)

2 社会福祉施設 (↓参照)

社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項 (抜粋)

次に掲げる事業を第1種社会福祉事業とする。

- 一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
- 三 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害者支援施設を経営する事業
- 五 削除
- 六 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)に規定する婦人保護施設を経営する事業

(二及び七が落ちていますが、二及び七の施設は対象外です。)

※国・地方公共団体(県・市町村)から指定管理者として管理運営している施設は除きます。
--